## テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育について(お知らせ)

貨物自動車での荷役作業時の墜落、転落などの労働災害を防止し、荷役作業における安全対策を強化 するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)が一部改正されます。

改正に伴い、昇降設備の設置義務や保護帽の着用義務の範囲が拡大し、運転位置から離れる場合の 措置が除外に、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となります。

当センターでは、「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」を以下の要項で開催いたします。 特別教育に係る規程は、令和6年2月1日から施行です。ぜひご利用ください。

- 〇 講 習 名 「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」
- 〇 開催日時 (令和6年) 4月10日(水) ・ 7月12日(金) ・ 10月11日(金) (令和7年) 1月29日(水)

開講時間 8:50までに受付 ~ 終了予定 16:15 ※以降の日程のご希望は、お問い合わせください

〇 お申込方法 所定の申込書にてお申込み下さい。申込書が届き次第の先着順です。 定員になり次第、締め切りといたします。(FAX 仮受付可)

(令和6年4月以降)

〇 受 講 料 13, 090円/1名(テキスト代・消費税込) ※講習1週間前に振込み先等をご案内

## 労働安全衛生規則一部改正の主なポイント

| 2023. 10. 1 施行…①, ②, ③ | | 2024. 2. 1 施行…④

- ① 昇降設備・・・荷を積み卸す作業時の昇降設備の設置義務範囲が拡大されます。 (改正前) 最大積載量5 t 以上 → (改正後) 最大積載量2 t 以上の貨物自動車が対象です。
- ② 保 護 帽・・・荷を積み卸す作業時の保護帽の着用義務範囲が拡大されます。対象の貨物自動車は
  - ・最大積載量5 t 以上のもの
  - ・最大積載量2 t 以上~5 t 未満で、荷台の側面が開放できる・開放されているもの
  - ・最大積載量2 t 以上~5 t 未満で、テールゲートリフターが設置されているもの ※テールゲートリフターで荷の積み卸しを行う際に限られます。
- ③『運転者が運転位置から離れる時に荷役装置を最低降下位置に置く義務』と『テールゲートリフター 操作時のエンジン停止義務』の措置の適用除外
  - ※走行の運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が分かれている貨物自動車で、テールゲートリフター を操作しようとするとき。また、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。
- 4 テールゲートリフター特別教育の義務
  - ・荷を積み卸す作業の伴うテールゲートリフターの操作の業務は特別教育の対象です。 事業者は業務に就かせる労働者に対し特別教育を実施しなければなりません。
- ※稼働スイッチ操作の他、キャスターストッパー等の操作、昇降板の展開・格納の操作も含まれます。
- ※貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
- ※荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、介護用車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。

## 講習会場・お問い合わせ先 山口県管工事協同組合連合会 建機教習センター

〒759-0134 山口県宇部市大字善和 203-118 TEL: 0836-62-1192

http://www.kenkyou.jp FAX: 0836-62-5696